

06 御 監 第 161 号  
令 和 6 年 8 月 21 日

御 殿 場 市 長 勝 又 正 美 様

御 殿 場 市 監 査 委 員 榑 原 敏 彦

御 殿 場 市 監 査 委 員 勝 間 田 博 文

令和5年度御殿場市一般会計等健全化判断比率及び  
公営企業会計資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度御殿場市一般会計等健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見を提出します。



# 令和5年度 御殿場市財政健全化審査意見書

## 第1 審査の対象

- 令和5年度 御殿場市一般会計等健全化判断比率  
(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)
- 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和6年7月12日から8月20日まで

## 第3 審査の方法

審査は、市長から提出された財政健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、その比率が正確に算出されているかどうかを主眼とし、各事業の決算書等との計数の照査を行うとともに関係職員から説明を聴取して実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された下記、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位:%)

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	12.51	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	17.51	30.00
③ 実質公債費比率	10.4	10.4	25.0	35.0
④ 将来負担比率	17.6	11.0	350.0	—

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費率又は将来負担比率が算定されない場合には、「—」で表示。

## 第5 総括意見

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の全ての比率が早期健全化基準を下回っており、引き続き健全な財政運営及び経営に努められるよう要望する。

# 令和5年度 御殿場市公営企業会計 資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の対象

- 1 資金不足比率
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和6年6月24日から8月20日まで

## 第3 審査の方法

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位:%)

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	経 営 健 全 化 基 準
上水道事業会計	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	20.0
簡易水道事業会計	—	—	20.0
公共下水道事業会計	—	—	20.0
農業集落排水事業会計	—	—	20.0
公設浄化槽事業会計		—	20.0
公設浄化槽事業特別会計	—		20.0

※資金不足額がない場合は、「—」で表示。

## 第5 総括意見

上記各会計の資金不足比率は経営健全化基準を下回っており、引き続き健全な経営に努められるよう要望する。